

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

「朝日町宿泊応援キャンペーン（第2弾）」に係る利用期間の延長について

▶変更内容

利用期間を「令和4年3月13日（日）宿泊分まで」に延長します。

▶内容

対象の町内宿泊施設で、宿泊を伴う1,000円（消費税込み）以上の宿泊プランへの支払いの際に、1,000円の支払いごとに300円の割引をします。（1人1回あたり最大3,000円割引）なお、国や県等が行うキャンペーンとの併用可となります。

※宿泊を伴わないプランの場合は対象外。

※宿泊施設ごと、配分された町クーポンがなくなり次第終了となります。

▶対象宿泊施設（町内3施設）

- ① Asahi自然観（☎83-7111）
- ②大丸屋旅館（☎67-2155）
- ③ゲストハウス松本亭一農舎（☎84-0880）

▶その他

詳細は、各宿泊施設に問い合わせください。

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

事業継続応援給付金の交付について

新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が落ち込み、経営の継続が困難となっている事業者を応援するため給付金を交付します。

▶対象者

山形県事業継続応援給付金を受給した事業者、または次のいずれにも該当する事業者。ただし、飲食店、タクシー事業（福祉輸送事業限定を除く）、農業は対象から除く。

①町内に本社又は本店を有する事業者

②令和3年4月から6月のいずれかの月の売上が、前年または前々年同月比で50%以上減少していること（※宿泊施設の場合は、宿泊を伴わない宴会や飲食サービスに係る売上を差し引いて比較するものとする）

※令和2年6月2日以降に事業を開始した事業者の場合は、「前年または前々年同月」を「令和2年

7月から令和3年5月のいずれかの月」と読み替えるものとする

③申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業を継続する事業者

▶給付金の額

1事業者10万円

▶申請期限

1月31日（月）

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

山形県の最低賃金が
改正されました

▼山形県最低賃金(時間額)

822円

▼効力発生日

10月2日(土)

▼特定(産業別)最低賃金

一般産業用機械・装置等

製造業 888円

電気機械器具等製造業

872円

自動車・同附属品製造業

888円

自動車整備業 892円

▼効力発生日

12月25日(土)

※特定(産業別)最低賃金

は県内4つの産業の基幹

的労働者に適用され、県

内最低賃金を上回る額で

設定されています。

▼問合せ先

山形労働局賃金室

☎023-624-8224

「地域経済変動対策資金(原材料価格の高騰)」について

原油等の原材料価格高騰の影響を受け、経営に支障をきたしている県内中小企業は、地域経済変動対策資金(原材料価格の高騰)を利用することができます。

▶貸付対象者

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者で、原材料価格の高騰により、経営の安定に支障をきたしているものとして県の認定を受けたもの

※経営の安定に支障をきたしているとは

原材料価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年(コロナの影響を受けている場合はコロナ前との比較も可)同期に比して減少し、かつ最近3か月の売上高に対する「売上原価」のうち、人件費及び減価償却費等を除いた費用の割合が前年(コロナの影響を受けている場合はコロナ前との比較も可)同期に比して増加している方

▶申込窓口

山形県商工業振興資金の取扱金融機関が申込窓口です。

県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合等
※融資に際しては金融機関の審査があり、希望通りにならない場合もあります。

※詳細については、下記の問合せ先まで問合わせください。

▶問合せ先

山形県産業労働部

中小企業・創業支援課 金融担当

☎023-630-2359

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって手続きすることができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に

より収入が減少し納付が困難な方は、寒河江年金事務所、または税務町民課へご相談ください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課

☎84-2551(自動音声案内5)

税務町民課 住民生活係

☎67-2119

【第24回朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰氏選
銅賞「あじさいは小さな花のマンションだ」 大谷小5年 阿部真那佳
佳作「はのうらにみつけたせみのランドセル」 宮宿小1年 あべういか

子育て支援センターあさひの利用について

○1月7日(金)は、午前の利用を子ども相談のみの利用とさせていただきます。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
※午後からは通常利用可能です。

○1月19日(水)は、乳幼児健診のため、午後から休館となります。

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

みんなで味噌・麴づくり

農業委員会女性部による手作り味噌と麴の講習会を開催します。参加を希望する方は、農業委員会事務局へ申込みください。

▶日時

- ・1日目：麴づくり
1月14日(金) 午後1時～午後3時
 - ・2日目：味噌づくり
1月18日(火) 午後1時～午後5時
- ※1日目から2日目までの間、各自麴を育てていただきます。

▶場所 西部公民館 調理実習室・ホール

▶参加費

3,000円(材料代)
※1人あたり麴は約3升(うち2升はみそ用)、みそは約15キロ出来る予定です。

▶持ち物

1日目：マスク、エプロン、三角巾、電気毛布、使い捨てカイロ2個程度

2日目：マスク、エプロン、三角巾、塩(ミネラル塩がおすすめ)、重し(塩または重石など)
※材料の事前配布の際に塩の量などを説明します。

▶募集人数

先着15名
※どちらか1日だけの参加は受付不可。

▶申込期限 1月7日(金)

▶その他

味噌づくりに使用する米・大豆・蒸し布・コンテナを配布します。1月12日(水)午後1時から午後3時の間に西部公民館調理室へお越しください。

▶主催 町農業委員会、農業委員会女性部

▶申込み・問合せ先

農業委員会事務局 ☎67-3307

町の公式情報発信ツールをご活用ください！

町は、町公式ホームページに加え、「町公式LINE(ライン)」、「町公式Twitter(ツイッター)」、「防災情報メール」、「防災行政無線」を開設しています。ぜひ、町からの情報取得手段をご活用ください。

▶登録用二次元コード



▲町公式LINE



▲町公式Twitter



▲防災情報メール

▶防災無線確認用電話番号(放送内容は24時間保存)

☎0800-800-1179(無料)

▶問合せ先 政策推進課 広報ブランド係 ☎67-2112

【第 24 回 朝日町小中学校児童生徒 ひめさゆり俳句大会】 佐竹伸一 氏 選
佳作「ありじごく ほってもほっても でてこない」 宮宿小 1 年 あべわか
佳作「夏なのに くっついて ねる うちのねこ」 宮宿小 5 年 成原 奏太郎

令和3年春の凍霜害・ひょう害により被害を受けた農業者の皆さまへ

凍霜害・ひょう害により、農作物の収穫量又は収入額が平年（過去5年間のうち最も多い年と最も少ない年を除いた3か年の平均）の半分以上被害を受けた農家を対象とし、営農継続に向けた支援対策を行います。

11月1日号でもお知らせしましたが、再募集となります。

○気象災害等対策生産資材緊急支援事業

被害を受けた（減収率 50%以上）果樹の生産者を対象に、営農継続に向けた肥料・農薬の購入費相当分を被害程度や面積に応じて定額支援します。

▶対象品目

果樹

▶対象者

農業を主な業務とし、対象品目毎の栽培面積が 5a 以上の方

▶交付額

対象面積×交付単価

▶対象面積

今作において営農した面積
(次期作において営農継続する面積)

▶交付単価

【減収率 50%以上 80%未満】
基準単価× 1/4 (県 1/6、市町 1/12)

【減収率 80%以上】

基準単価× 1/2 (県 1/3、市町 1/6)

▶基準単価

一般的に 10a 当たりの栽培に必要な年間の肥料、農薬購入費を基に、品目ごと県が設定した単価

- ・西洋なし、もも：100,000 円
- ・おうとう、りんご、日本なし、すもも：80,000 円
- ・かき、ぶどう、あけび：40,000 円

▶申請要件

- ・対象品目毎に本年の収穫量又は収入額及び過去 5 年間の収穫量又は収入額を証明できる書類が準備できること
- ・経営面積の根拠となる資料が準備できること
- ・次期作の営農を継続すること
- ・事業実施後、収入保険又は農業共済へ加入すること

▶申請締切

1月14日（金）

▶申請・問合せ先

農林振興課 農政係 ☎67-2114

飲食店等緊急支援給付金（第2弾）の交付について

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大幅に減少した町内飲食店等に対し、事業継続を支援するため給付金を交付します。

▶対象者

町内に店舗を有し、次のいずれにも該当する事業者

(1) 業種（次のいずれかに該当）

- ①飲食店、宿泊施設（宿泊を伴わない宴会や飲食サービスの提供を行っている施設）
- ②タクシー事業（福祉輸送事業限定を除く）

(2) 令和3年4月から11月までの間のいずれか一月の売上が、前年または前々年同期比で 20%以上減少していること

（宿泊施設の場合は、宿泊を伴わない宴会や飲食サービスに係る売上で比較するものとする）

(3) 申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業を継続する事業者

▶給付金の額

令和3年4月から11月のうち、前年または前々年同期と比較し、最も大きい売上減少額の 40%を支給

▶申請期限

令和4年1月31日（月）

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113